

一般財団法人片倉もとこ記念沙漠文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人片倉もとこ記念沙漠文化財団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、片倉もとこの志を受け継ぎ、「沙漠のままの文化を大切にし」、「沙漠そのもののうつくしさをひきだす」ことにより、沙漠文化の「諒解」に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 沙漠文化に関する調査および学際的研究の支援
- (2) 沙漠文化に関する芸術文化活動支援
- (3) 沙漠文化に関する講演会、展示会、研究発表会、セミナー、シンポジウム、学校への出張授業等の開催
- (4) 沙漠文化に関する国内外出版物の刊行支援
- (5) 片倉もとこ研究資料の整理・公表・寄贈に関する事業
- (6) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 片倉素子（遺言者平成25年 2月 23日死亡）

最後の住所 東京都世田谷区南烏山2丁目31番31-819号

（片倉素子遺言執行者 弁護士増本敏子）

拠出財産及びその価額

現金 3,000万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上5名以下を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 前項の規定は、評議員会の特別決議（第14条2項の決議）により変更することができる。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(報酬)

第10条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事業及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 7 名以内

監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(解任)

第 19 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

(報酬等)

第 20 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の7日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、評議員会において、第14条2項の決議により変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第27条 当法人は、基本財産の消滅その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するものとする。

第6章 附則

(設立時評議員)

第29条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	梅村坦
	大塚昌子
	紀國靖子
	片倉邦雄

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	牛木 久雄
	石山 俊
	遠藤 三津子
	河田 尚子
	清水 芳見
	縄田 浩志
	本田 孝一

設立時代表理事	牛木 久雄
設立時監事	増本 敏子

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成26年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(署名部分については、省略とする。)